

別表

**令和8（2026）年度デジタル広告を活用した脱炭素行動普及啓発業務委託
審査基準**

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

区分	評価項目	配点
企画提案力	【業務内容の理解度】 (1) 本業務の目的・内容を十分理解した提案となっているか。	10
	【ターゲットに応じた仮説の設定】 (2) 現状分析を踏まえ、ターゲットに行動変容を促す適切な仮説がなされているか。	10
	【広告の運用方針】 (3) 広告効果の最大化を図るための運用方法の提案において、配信手法・最適化設定は適切か。リストティング広告のキーワード選定能力があるか。	15
	【広告物の作成方針】 (4) バナーは、ターゲットのクリックが期待できるとともに、本業務の目的や目標達成に向け、効果的な内容か。広告物とランディングページとの親和性・一貫性はあるか。	15
	【目標設定・管理】 (5) 事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。計測するべき数値を理解し、計測できる設定能力があるか。	20
	【実施体制】 (6) 実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
	【効果測定】 (7) 単に広告配信にとどまらず、効果分析や改善策の提示など適正公平な業務成果を示すことができるか。	10
	【業務実績】 (8) 企画提案者は、本業務の遂行に当たり、十分な実績を有しているか。	5
	【経費】 (9) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計		100